



ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2013年2月号

## WHOIS関連ポリシー見直しの状況

本レポートでは、ICANNのWHOIS関連ポリシーの状況、中でもWHOISレビューチーム最終報告書（以下、最終報告書）<sup>1</sup>の勧告内容についてお伝えします。ドメイン名、IPアドレス/AS番号を問わず、資源の保持者が誰であるかを管理することがレジストリの本質であり、それを適切に提供するWHOISサービスはレジストリの根幹となるサービスと言えます。今回WHOISレビューチームが、ICANNが改善すべきことを勧告として最終報告書としてまとめるに至るまでの議論は長きにわたり、重要な示唆を含んでいるため、本レポートで取り上げる次第です。

### 1. WHOISについて

インターネット資源（ドメイン名、IPアドレス、AS番号）を登録、または関連情報を検索することがある方なら、WHOIS（「ふーいず」と読みます）を利用されたことがあるかと思えます。WHOISとは、インターネット資源そのもの、および関連する連絡先についての登録情報を、インターネット経由で検索および閲覧ができる仕組みです。詳しくは、以下のページをご覧ください。

- [WHOISとは（インターネット1分用語解説）](#)<sup>2</sup>
- [インターネット10分講座：WHOIS](#)<sup>3</sup>
- [Whoisを巡る最近の議論について](#)<sup>4</sup>

### 2. WHOIS関連ポリシー

WHOIS関連ポリシーとは、簡単に言うと「WHOIS情報をどのように見せ、かつ利用者にどのように使ってもらうのかに関しての決め事」となりますが、具体的にどのようなものを指すのでしょうか。最終報告書<sup>5</sup>によれば、次のように記載されています。

---

<sup>1</sup> WHOIS Policy Review Team Final Report

<http://www.icann.org/en/about/aoc-review/whois/final-report-11may12-en.pdf>

<sup>2</sup> JPNIC News & Views vol.258 <http://www.nic.ad.jp/ja/basics/terms/whois.html>

<sup>3</sup> JPNIC ニュースレターNo.34 <http://www.nic.ad.jp/ja/newsletter/No34/0800.html>

<sup>4</sup> JPNIC News & Views vol.380

<http://www.nic.ad.jp/ja/mailmagazine/backnumber/2006/vol380.html>

<sup>5</sup> Recommendation 2: Single WHOIS Policy (p.9 および p.83)



WHOISに関連するポリシーは単一かつ網羅的に規定された文書としては存在せず、GNSO コンセンサスポリシー文書および手順、gTLD レジストリおよびレジストラ契約文書、IETF 技術文書(RFC)、ドメイン名の歴史的経緯中に散在しています。

では、散在している各要素とはどのようなものなのでしょうか。以下ポリシー文書と契約文書に記載された要素について主に説明します。

## ポリシー文書・手順

既存の ICANN ポリシー文書および手順のうち、WHOISに関するものは次の通りです。

- **WHOIS 情報の確認に関する方針(Whois Data Reminder Policy; WDRP)<sup>6</sup>** : WHOIS 登録情報を正しく最新に保つことを目的として、登録者が情報を更新するようレジストラが確認する義務を定めたものです。
- **削除後請戻されたドメイン名の正確性に関するポリシー(Restored Name Accuracy Policy)<sup>7</sup>** : 誤った連絡先データの提出、またはレジストラからの問い合わせに回答がないため削除されたドメイン名を、請戻猶予期間<sup>8</sup>にレジストラが請戻す場合、更新された正確なWHOIS情報を登録者が提供するまでは、そのドメイン名が「レジストラ預かり状態」となることを定めたものです。
- **WHOIS情報のマーケティング利用禁止に関するポリシー(Whois Marketing Restriction Policy; WMRP)<sup>9</sup>** : 第三者が大量アクセスにより一括入手したWHOIS情報のマーケティング利用、転売、再配布を禁止するものです。
- **WHOISとプライバシー法制度の対立への対処のための手順<sup>10</sup>** : ICANN設立以来、データを公開するのが原則のWHOISと、各国、とりわけ欧州連合(EU)のプライバシーまたはデータを保護する法律との対立についての懸念が寄せられていたため、2008年に制定されました。内容の概要は以下の通りです。
  - \* 各国当局からの召喚などの事象が発生した時、ICANNに報告
  - \* ICANNは対象となるレジストリ/レジストラと相談

<sup>6</sup> <http://www.icann.org/ja/resources/registrars/consensus-policies/wdrp>

<sup>7</sup> <http://www.icann.org/ja/resources/registrars/consensus-policies/rnap>

<sup>8</sup> 削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」

<http://www.nic.ad.jp/ja/dom/gtld-policy/rgp.html>

<sup>9</sup> <http://www.icann.org/en/resources/registrars/consensus-policies/wmrp>

<sup>10</sup> ICANN Procedure For Handling WHOIS Conflicts with Privacy Law  
<http://archive.icann.org/en/processes/icann-procedure-17jan08.htm>



- \* ICANN 法務責任者による分析
- \* 理事会決議および結果の公示

ただし最終報告書中では、この手順についての有効性に関して疑問が投げかけられました。

## 契約文書

### ICANN とレジストリ間の契約

ICANNと各gTLDレジストリ間の契約<sup>11</sup>では、レジストリにWHOISサービスの提供を義務付けており（.comの例では 3.1 項(c)(v)）、他にWHOISの技術的側面に関する規定<sup>12</sup>が存在します。ただし、WHOISポリシーの遵守などに関する条項は特に含まれていません。

### ICANN とレジストラ間の契約

ICANNとレジストラ間の契約である、レジストラ認定契約(RAA)<sup>13</sup>にはWHOISサービスの提供義務（3.3.1 項）、WHOISを含むポリシーに従う義務（3.3.4 項）およびそれに付随する項目が含まれています。このRAAについては、本稿執筆時点で改訂について議論されており、そのうちWHOISに関する主な提案内容は次の通りです。

- WHOIS 情報収集とデータの保持義務
- WHOIS 登録情報の正確性を検証
- リセラーの管理(リセラーにも RAA に従う義務があり、その管理はレジストラが行う。また、リセラーが RAA に違反した場合にはレジストラが責任を負う)
- プライバシー／プロキシサービスへの ICANN による認定制度導入
- 43 番ポートを使った WHOIS 情報提供サービスの可用性（サービスレベル合意(SLA)として)
- Thick WHOIS の場合における 43 番ポート（コマンドライン）による WHOIS 提供義務撤廃

なお、2012 年 6 月に開催されたICANNプラハ会議のGAC(政府諮問委員会)コミュニケ<sup>14</sup>に基づき、RAA改定にあたっては、プロセスの一部としてWHOISレビューチームの勧告を考慮に入れることになっています。

<sup>11</sup> 一覧：<http://www.icann.org/en/about/agreements/registries> 個別の契約例(.com):

<http://www.icann.org/en/about/agreements/registries/com/agreement-01dec12-en.htm>

<sup>12</sup> .com の例：

<http://www.icann.org/en/about/agreements/registries/com/appendix-05-01dec12-en.htm>

<sup>13</sup> <http://www.icann.org/ja/resources/registrars/raa/ra-agreement-21may09-ja.htm>

<sup>14</sup> [https://gacweb.icann.org/download/attachments/10125361/FINAL\\_GAC\\_Communique\\_20120628.pdf](https://gacweb.icann.org/download/attachments/10125361/FINAL_GAC_Communique_20120628.pdf)



### 3. 背景

WHOIS と WHOIS 関連ポリシーについて網羅したところで、関連ポリシーを見直すことになった背景を探ってみたいと思います。

#### 3.1. WHOIS利用形態の変遷

WHOIS が最初に使われ始めた時と比較すると、本稿執筆時点までにはインターネットの発展につれて、サービスの提供形態および提供データの形態についてのさまざまな問題が顕在化しています。そしてその都度、前者についてはポリシー議論として、後者については WHOIS 代替プロトコルとして、議論および実装作業が行われてきました。ポリシーレポートという位置づけから、本稿では前者のポリシーについてのみ取り上げます。

元来、WHOISはインターネット上で問題が発生した際に、問題が発生している組織と連絡を取るために、担当者の連絡先を調べるといった使い方が主になされていました。特に昨今ではフィッシングサイト、サイバースクワッター、オンラインでの犯罪者などを特定する際にもWHOISは利用されており、社会にとって役立つ面もあります。しかしインターネットの発展に伴い、WHOISで検索された情報が迷惑メールなどで使われるなど、本来の目的とは異なる使い方が多用されるようになり、プライバシーの侵害をもたらすようになってきました。WHOISに関する議論では、プライバシーを重視する立場の人々と、ネットワーク運用者および法執行機関<sup>15</sup>などの情報公開を重視する立場の人々との間で意見が分かれ、結論は出ていません。さらに、WHOISが提起する課題はさまざまであり、議論の対象は年月を経て移り変わってきています。

#### 3.2 WHOISポリシー見直しに至った理由

WHOISポリシーを見直すきっかけとなった大きな理由は、2009年9月にICANNと米国政府(商務省)間で締結された契約である「責務の確認(Affirmation of Commitments; AoC)<sup>16</sup>」において、WHOISポリシーの改善が求められたためです。AoCの目的は、民間主導で世界規模でのインターネット資源付与に関する技術的な調整を制度化することにあります。AoCはICANNと商務省双方の責務を規定していますが、その中で、ICANNの責務の一つとして、既存WHOISポリシーの強化(9.3.1項)についての規定が盛り込まれました。

<sup>15</sup> 各国の警察またはそれに準ずる機関です。ICANNでは国際刑事警察機構(ICPO)が政府諮問委員会(GAC)のオブザーバーとなっています。

<sup>16</sup> <http://www.icann.org/ja/about/agreements/aoc/affirmation-of-commitments-30sep09-ja.htm>



AoC 9.3.1 項中で、WHOIS については、WHOIS ポリシーそのもの、およびポリシー適用状況について、定期的にレビューを行うこととなっています。レビュー頻度は、初回が AoC 発効から 1 年間、その後は 3 年ごととなっています。

また、このレビューに関連して、ICANN は正確かつ完全な WHOIS 情報（登録者情報、技術情報、請求情報および管理用連絡情報など）を提供するための措置を実施することが、AoC で要求されています。

#### 4. レビューチーム

AoC 9.3.1 項で実施を求められた WHOIS ポリシーおよびその実装状況を確認し、改善策を策定するため、ICANN 内に WHOIS ポリシーレビューチーム(WHOIS Policy Review Team; WHOIS RT)が設立されました。WHOIS RT は、GAC 議長、ICANN 事務総長、各支持組織および諮問委員会の代表、専門家、法執行機関の代表、グローバルなポリシー専門家から構成されました。WHOIS RT 関連活動を時系列順に並べると、以下の通りとなります。

2009/10/01	AoC 発効
2010/9/30	WHOIS ポリシーレビューチーム発足
2011/12/5	レビューチームによる勧告をまとめた最終報告書案公開
2011/12/5～2012/3/18	最終報告書案への意見募集
2012/5/11	最終報告書公開
2012/5/11～2012/6/10	最終報告書への意見募集
2012/7/11	寄せられた意見のまとめを公開
2012/11/8	理事会より ICANN 事務局に対する新たな取り組みの指示

#### 5. WHOIS レビューチームによる勧告内容

WHOIS RT は、上記のように 1 年 7 ヶ月にわたる検討を行い、さらに意見募集プロセスを経た上で最終報告書を作成しました。最終報告書では、次の勧告がなされています。

##### 勧告 1. 戦略的な優先順位付け

WHOIS は、あらゆる面において ICANN の戦略上最優先に検討すべき事項であり、以下の対応が必要である。



- 本最終報告書に記載される勧告の実装
- 事務総長を含む理事会内の委員会を組成
- WHOIS に関する成果に関して ICANN のコンプライアンス部門が効果的であったか、および適切な改善のための対処がなされたかについての監視
- WHOIS に関するすべての側面における進捗報告

### 勧告 2. 単一のWHOISポリシーとしての文書化

gTLD のレジストリ契約、レジストラ契約、GNSO のコンセンサスベースポリシーおよびこれらの手順の中で定められている WHOIS ポリシーをまとめて、明確に文書化すべき。

### 勧告 3. アウトリーチ活動の実施

消費者認知度向上のため、特定の課題について利害を持つ ICANN 外のコミュニティに対しても、アウトリーチ活動の実施を求める。

### 勧告 4. コンプライアンス

WHOIS 関連プロジェクトに少なからぬリソースが割かれている割には、投資額、投入人員、支出計画／実績、パフォーマンス尺度などが不明なままであったため、主に以下 3 項目の実行によって、ICANN の業務執行状況が確実に管理されるよう求める。

- 人員配置、投資額、支出実績、目標に対するパフォーマンス、組織体制などの年次報告実施
- 責任・報告体制の明確化
- ICANN 事務局コンプライアンス部門への管理ツールの提供

### 勧告 5～9. データの正確性確保

勧告 5. データの正確性に関する要求について登録者へ周知徹底

勧告 6. 連絡不可能な登録の低減策

勧告 7. 正確性向上の成果を毎年報告

勧告 8. 明快で強制力のある契約の連鎖 (ICANN～レジストリ～レジストラ～登録者) と、ポリシーに従わない者への段階的制裁

勧告 9. WDRP による年次通知が非効率だと判断された場合の代替案

### 勧告 10. プライバシー・プロキシサービス事業者への監視・規制プロセスの導入

### 勧告 11. 汎用的にアクセス可能な手段の提供

InterNIC サイトの全面的改良により、全 gTLD について多言語で照会可能な WHOIS サー



ビスを ICANN が提供すべき。

### **勧告 12~14. 国際化ドメイン名 (IDN) への対応**

勧告 12. 登録言語の国際化に関して検討する WG 設立と 1 年以内の報告

勧告 13. 登録言語の国際化に関してレジストラ・レジストリ契約へ反映 (制定後半年以内)

勧告 14. 言語が国際化された登録データの正確性基準の制定

### **勧告 15. 実施計画の立案**

包括的かつ詳細な計画を最終報告書提出から 3 ヶ月以内に提示

### **勧告 16. 年次報告書**

計画提出後 1 年後までに最初の報告書を提出し、その後は年 1 回以上定期的に報告書を提出すること。またその報告書は基礎的な事実や数字など関連情報、分析を含むこと。

## **6. 報告書発行後の主な動き**

2012 年 11 月 8 日に ICANN 理事会は最終報告書を受け、「gTLD 登録データの収集・維持」「gTLD 登録データへのアクセス提供」という 2 点の目的を再定義する、新たな取り組みを開始するよう指示するとともに、新 gTLD ポリシーおよび契約交渉の土台として、データ保護の安全策を検討するよう、事務局に指示しました<sup>17</sup>。

理事会はまた、理事会によって開始される GNSO ポリシー策定プロセス<sup>18</sup>の一部として、gTLD 登録データの収集・維持に関して、および gTLD 登録データの正確性およびアクセス向上の目的で、課題報告書を作成するよう指示しました。なお、課題報告書の作成目標は 2013 年 3 月となっています<sup>19</sup>。

最終報告書中の勧告で言及された、理事会内に事務総長を含む委員会の設立 (勧告 1)、単一のポリシーにまとめること (勧告 2)、およびプライバシー・プロキシサービス事業者への監視・規制プロセス導入 (勧告 10) については、2012 年 11 月 8 日の理事会決議では触

<sup>17</sup> ICANN 臨時理事会(2012 年 11 月 8 日開催)決議概要  
<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2012/20121205-02.html>

<sup>18</sup> GNSO におけるポリシー策定手順を定めたものです。GNSO ポリシー策定プロセスには、理事会による開始、GNSO 評議会による開始、諮問委員会による開始の 3 種類があります。詳細については、ICANN 付属定款をご覧ください。  
<http://www.icann.org/ja/about/governance/bylaws#AnnexA>

<sup>19</sup> <http://gns0.icann.org/meetings/projects-list.pdf>



られませんでしたが。国際化については最終報告書より前に国際化登録 WG が報告書を2012年3月に提出しているなど、理事会決議で触れていないからといって必ずしも対応していないとは言い切れませんが、透明性の観点ではすでに対応している事項は決議文書に含めてもよさそうなので、疑問が残るところです。

この理事会決議を受け、ICANNはgTLDディレクトリサービスに関する専門家作業部会 (Expert WG)の設立を同年12月14日に宣言し、ボランティアを12月31日まで募集しました<sup>20</sup>。同WGは、ICANNコミュニティによるgTLDディレクトリサービスのグローバルポリシー策定支援を目的として2013年1月から4月にかけて活動するとしており、WG議長として外部よりビジネス界で経営経験が豊富なJean-Francois Baril氏が招聘されました。

## 7. 終わりに

WHOIS RTの勧告ではWHOISの改善を含むWHOISに関するあらゆる点がICANNの取り組むべき最優先課題と位置づけられたとともに、計画の提示義務、報告義務および業務執行状況の管理義務を課しており、WHOISの改善に結びつく、ポリシーの整備がICANNおよび資源管理の観点から見て重要である、とみなされたことを意味します。

一方でWHOIS RT最終報告書では、ICANNコミュニティ内でのコンセンサスがほとんど存在しなかったこと、および重要かつ困難なWHOIS関連の課題に関してコンセンサスを得るための、組織的な取り組みがなされてこなかったことを指摘しています。さらに率直に言って現在の仕組みは修正が必要であると指摘しています。

WHOIS RT以前の検討でも結論が出なかったこともあり、今後すんなりと単一の共通ポリシーが策定され、WHOISデータの正確性が向上するのか、注目されるところです。

---

<sup>20</sup> Expert Working Group on gTLD Directory Services Launched  
<http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-2-14dec12-en.htm>